

尾張旭市監査公表第2号

平成27年11月30日付け尾張旭市監査公表第19号をもって公表した定例監査結果報告について、教育委員会委員長から措置を講じた旨通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により次のとおり公表します。

平成28年1月29日

尾張旭市監査委員 牧野 一 吉

教育委員会教育行政課

監査の指摘事項	措置状況
<p>1 特別支援学級就学奨励費の決定通知において、公印の押印が省略されている。文書取扱規程に規定する公印の押印を省略できる文書については、平成12年3月27日付け総務課長通知で、公印の押印を省略できる文書の範囲が示されているが、当該行為は、行政処分であることから公印を押印する必要がある。</p>	<p>指摘事項については、決定通知に公印を押印するよう改善しました。</p>
<p>2 要保護及び準要保護児童生徒の認定伺いにおいて、起案者による起案文の訂正が行われている。文書事務の原則に則った適正な事務処理を行う必要がある。</p>	<p>指摘事項については、上司による訂正確認を行うよう改善しました。</p>
<p>3 保守修繕事業において、契約準備行為として前年度に施行伺いを行っている業務がある。業務の内容及び契約事務上必要なものについては、契約準備行為は認められるべきものであるが、当該契約については会計年度独立の原則に則った事務手続を行う必要がある。</p>	<p>指摘事項については、業務内容及び契約事務を見直して、適切に事務処理を行うよう改善します。</p>